

(7) バリアフリー整備の取組内容

① 旅客施設

「新・札幌市バリアフリー基本構想」に基づき、特定旅客施設（1日当たりの平均利用者数が5,000人以上である鉄道駅・バスターミナル）を対象に、バリアフリー化を進めてきました。

札幌市営地下鉄では、平成25年度末現在で、対象施設46駅のうち、全ての駅でエレベーターの整備が完了しました。

また、JR北海道では、平成25年度末までに、対象施設16駅のうち、現在事業中の苗穂駅を除く15駅でバリアフリー化（エレベーター及び多機能トイレの整備）が完了しています。

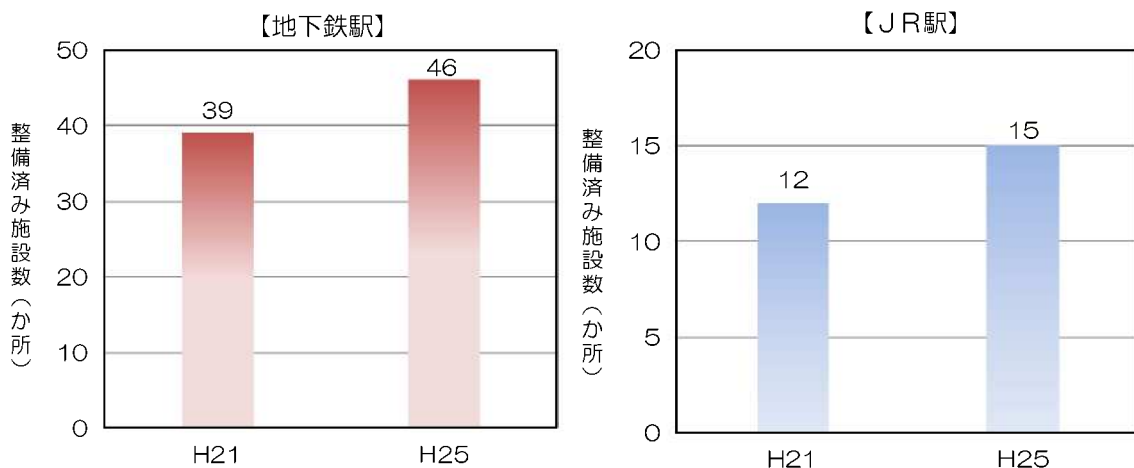
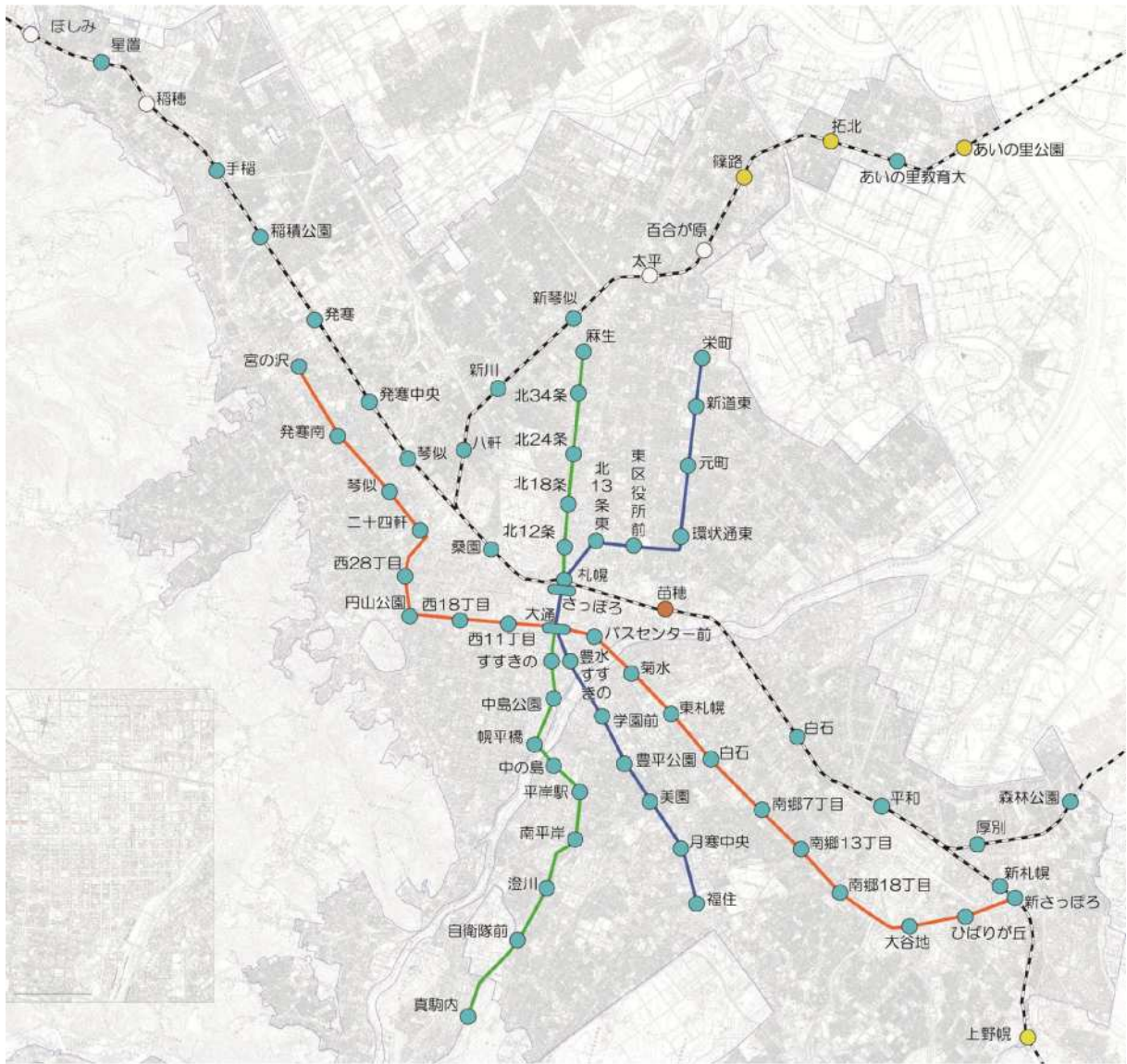


図 1-16 エレベーターのバリアフリー化状況の推移（平成25年度末現在）



図 1-17 JR 駅のバリアフリー化（新札幌駅）



<障がい者対応エレベーターの整備状況>

- 整備済
- 未整備
(H21基本構想策定時において乗降客数5,000人/日以上)
- 未整備
(H21基本構想策定後に新しく整備対象となった駅：平成25年度実績で利用者数3,000人/日以上)
- 未整備
(整備対象外：平成25年度実績で利用者数3,000人/日未満)

図 1-18 JR・地下鉄駅の障がい者対応エレベーターの整備状況（平成 25 年度末現在）

② 車両等

車両については、更新時期などに合わせ、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながらバリアフリー化車両の導入を進めてきました。

札幌市内の路線バス車両については、平成 25 年度末現在で、総車両台数 667 台のうち、659 台が低床型バス（ワンステップバス^{※5}及びノンステップバス^{※6}）に更新しています。

また、福祉タクシー^{※7}についても、着実に台数が増加しており、平成 25 年度末現在で、270 台が導入されています。

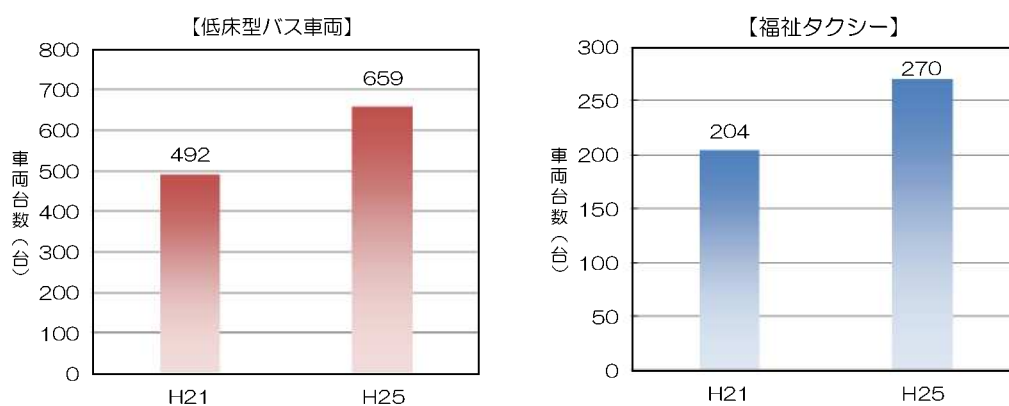


図 1-19 低床型バス・福祉タクシーの台数推移（平成 25 年度末現在）



(ノンステップバス)

(福祉タクシー)

(鉄道車両内の車いすスペース)

写真出典：北海道中央バス(株)、北海道旅客鉄道(株)

図 1-20 車両のバリアフリー化

※5：ワンステップバスとは

床を低くして乗降口の階段を 1 段（通常は 2～3 段）とし、床の高さが地上から 55～60cm 程度のバス

※6：ノンステップバスとは

乗降口の階段をなくした、床の高さが地上から 30～35cm 程度のバス

※7：福祉タクシーとは

道路運送法第 3 条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者で、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障がい者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送をいい、車いす・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた特殊車両を用いている



③ 道路

札幌市内の道路は、国道については北海道開発局、道道及び市道については札幌市が道路管理者となっています。

重点整備地区内の生活関連経路について、道路のバリアフリー化と適切な維持管理を行うことを基本方針として、優先度が高い地区の主要な生活関連経路から重点的にバリアフリー整備を進めてきました。

平成 25 年度末現在で、整備対象延長 228km のうち、149km でバリアフリー化が完了しました。

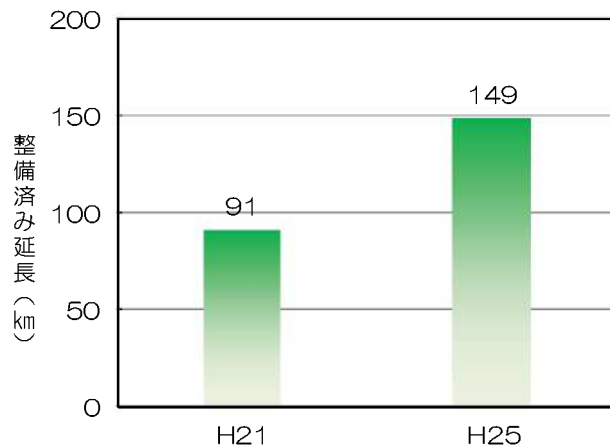


図 1-21 道路のバリアフリー化状況の推移（平成 25 年度末現在）



図 1-22 歩道のバリアフリー化事例

④ 信号機等

北海道公安委員会では、道路のバリアフリー化の進捗も考慮しながら、主要な生活関連経路にある信号機のバリアフリー化（高齢者感应化、視覚障がい者用音響付加装置、歩車分離式信号など）を優先的に実施してきました。

信号機については、平成 25 年度末現在で、対象となる信号機 621 か所のうち、全ての信号機でバリアフリー化が完了しています。

また、違法駐輪・違法駐車行為防止、交通ルールなどの周知を、関係機関や交通関係団体と連携を図りながら行っています。

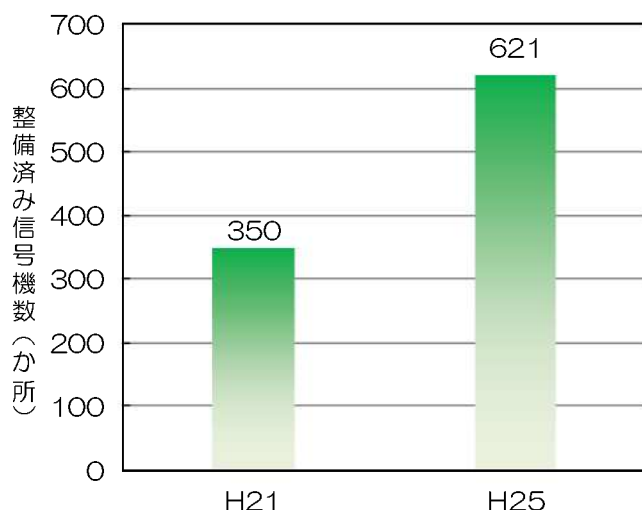


図 1-23 信号機のバリアフリー化状況の推移（平成 25 年度末現在）



歩車分離式信号、音響式歩行者誘導、待ち時間表示

音響により横断可能な青信号を知らせる
また、青信号までの待ち時間が表示される



歩行者支援信号機

目が不自由な方の白杖などに巻かれている反射テープや専用携帯端末等に反応し、所在地や方向、信号機の状態を音声にて案内することが可能



高齢者等感应式信号機

専用の白ボタンを押すか、携帯用発信器を使用することで、歩行者青信号を通常より長くすることが可能

図 1-24 信号機の整備事例

⑤ 路外駐車場

特定路外駐車場の届出の機会に「バリアフリー新法」や「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化に向けた指導・助言を行っています。



図 1-25 路外駐車場の整備事例

⑥ 都市公園

札幌市が所管する都市公園について、新設・再整備などに合わせてバリアフリー化を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行っています。

都市公園のトイレについては、平成 25 年度末現在で、対象となる公園 743 か所のうち、244 か所でバリアフリー化が完了しています。



図 1-26 都市公園の整備事例

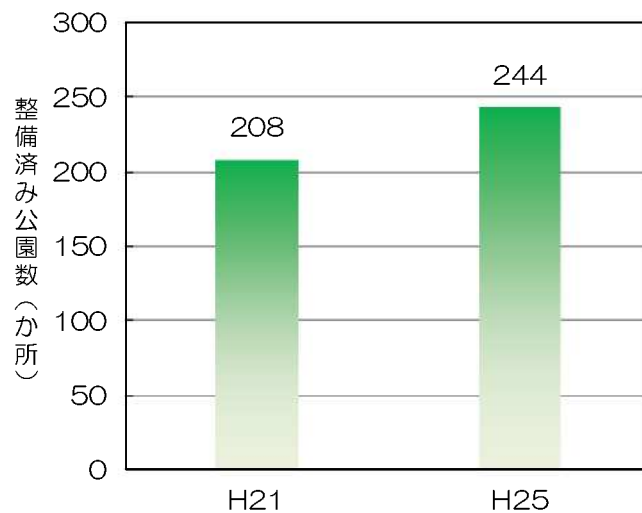


図 1-27 トイレの整備状況の推移（平成 25 年度末現在）

⑦ 建築物

新築・改築や既存施設の改修などに合わせて、札幌市が所有する 2,000 m²以上の特別特定建築物について、バリアフリー整備を進めるとともに施設の適正な維持管理を行っています。

平成 25 年度末現在で、対象となる建築物 89 棟のうち、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や段差解消などの経路における対策を図った施設は 21 棟、障がい者対応型エレベーターを整備した施設は 29 棟、オストメイト対応型トイレを整備した施設は 35 棟となっています。

また、民間施設についても、建築確認申請提出前の届出において「バリアフリー新法」や「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化に向けた指導・助言を行います。また、民間施設の改善促進のため「施設整備資金融資制度」を進めています。

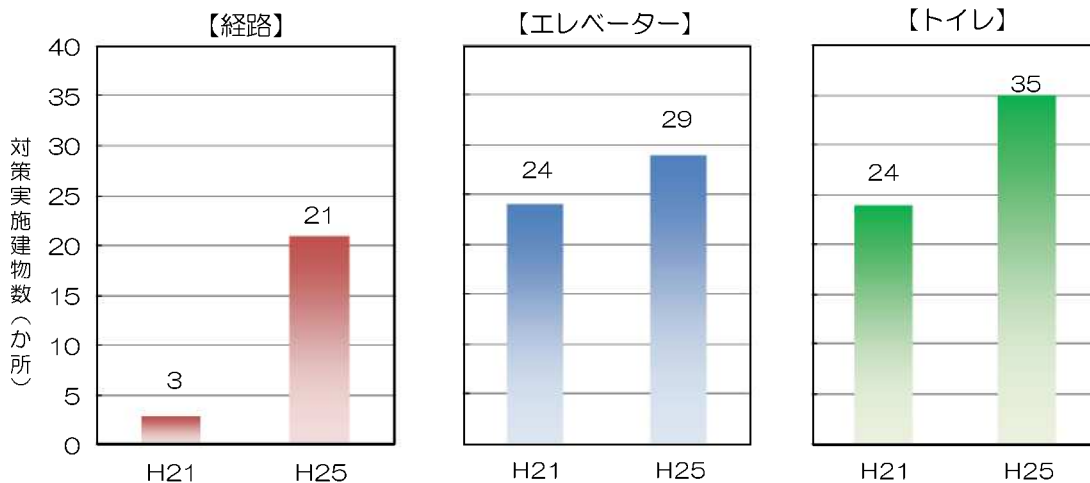


図 1-28 市有建築物のバリアフリー化状況の推移

- ※ 経路：視覚障がい者誘導ブロック設置、段差解消などの対策を図った施設数
- ※ エレベーター：障がい者対応型エレベーターを整備した施設数
- ※ トイレ：オストメイト対応型トイレを整備した施設数



(経路のバリアフリー化)



(多目的トイレ)

図 1-29 建築物の整備事例

1-2 新・札幌市バリアフリー基本構想の見直し

1-2-1 基本構想の位置づけと見直しの必要性

バリアフリー基本構想とは、施設が集積する地区において、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進することをねらいとして、自治体が策定するものです。

札幌市では、平成 21 年に新・札幌市バリアフリー基本構想を策定し、基本構想の上位計画となる「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成 25 年策定）」や「札幌市総合交通計画（平成 24 年策定）」が策定される際においても、バリアフリーの考え方を取り込むなど、まちづくりと一体となってバリアフリー化を図ることとしています。

前回の基本構想の策定から 6 年が経過し、平成 23 年にはバリアフリーの国の基本方針が改定されました。また、平成 25 年には「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定され、行政機関等に対し不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供が禁止されるとともに、平成 26 年には障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が締結されるなど、バリアフリーを取り巻く状況にも変化が生じています。

バリアフリー新法では、取組の内容について検証し、その結果を踏まえた新たな施策や措置を講ずることにより、段階的・継続的な発展を図る「スパイラルアップ」が求められています。このため、バリアフリー新法や札幌市の上位計画・関連計画と整合を図りながら、基本構想の見直しを行うこととしました。

また、基本構想の見直し後は、これらに基づいて各事業者が新たな特定事業計画を作成し、事業者間で連携・調整を図りながらバリアフリー化を推進することとしています。

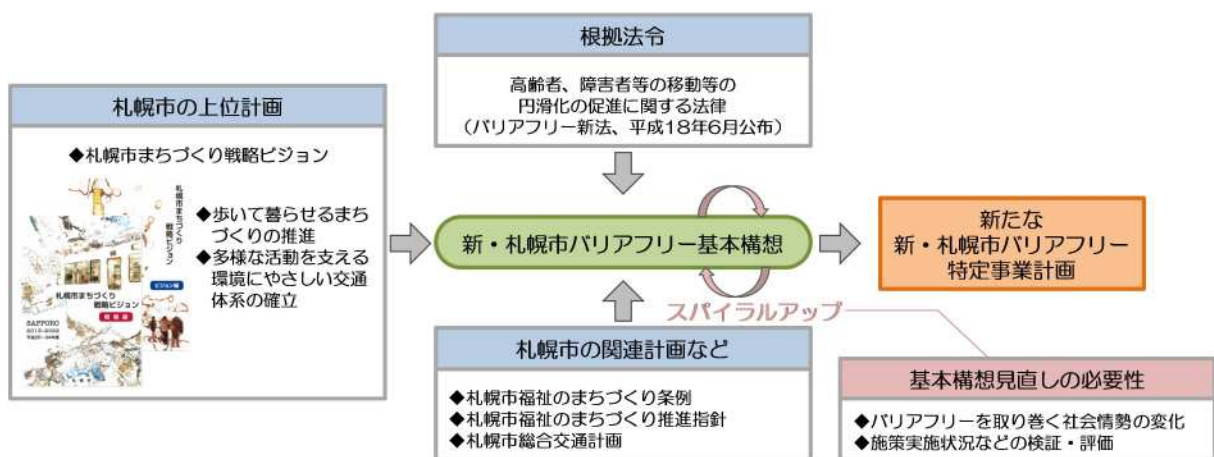


図 1-30 新・札幌市バリアフリー基本構想の位置づけ

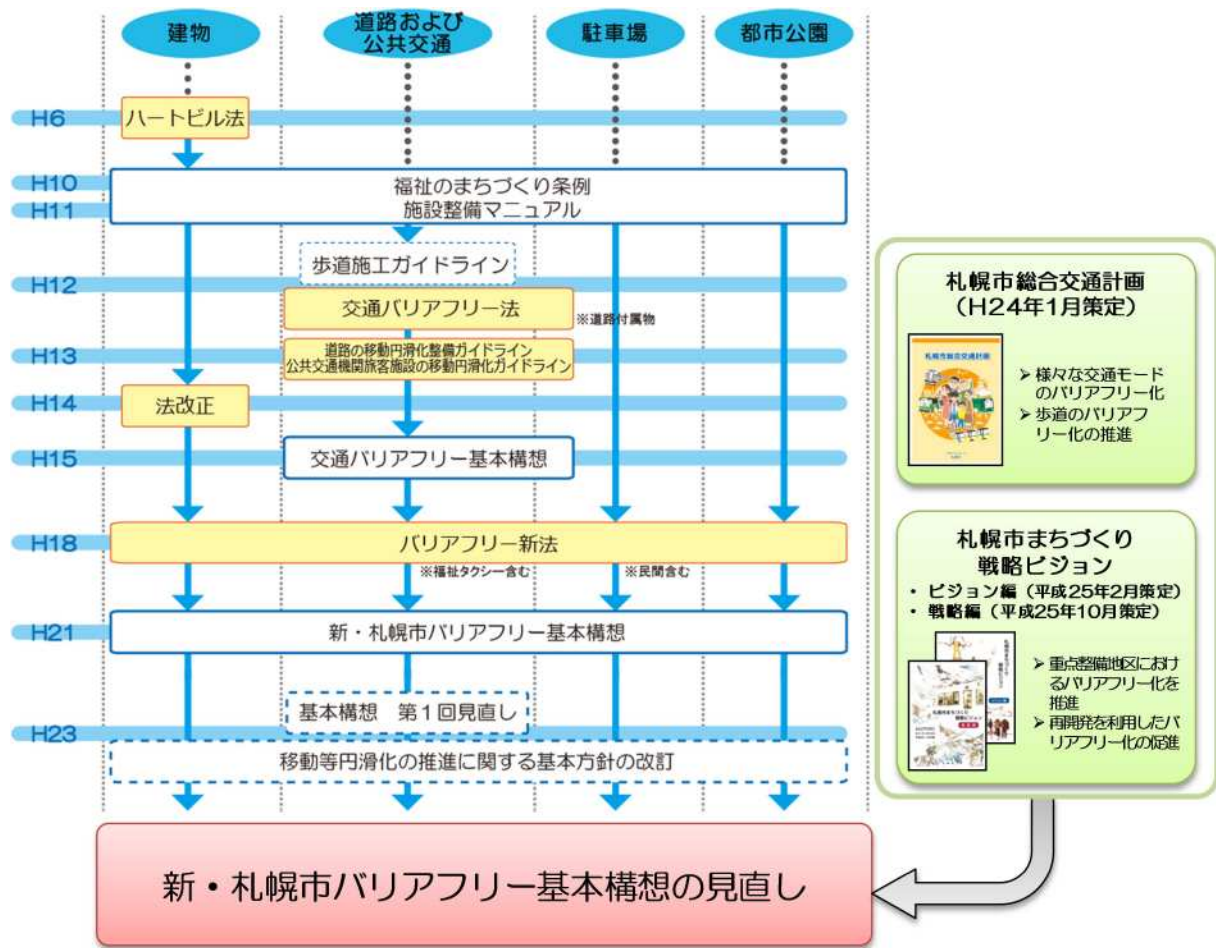


図 1-31 バリアフリー基本構想の見直しに至る経緯

1-2-2 見直しのポイント

(1) 生活関連施設及び生活関連経路の見直し

生活関連経路のバリアフリー整備を進める上での課題に対応し、「更新」「適正化」「充実」の3つの視点から生活関連経路を見直しました。

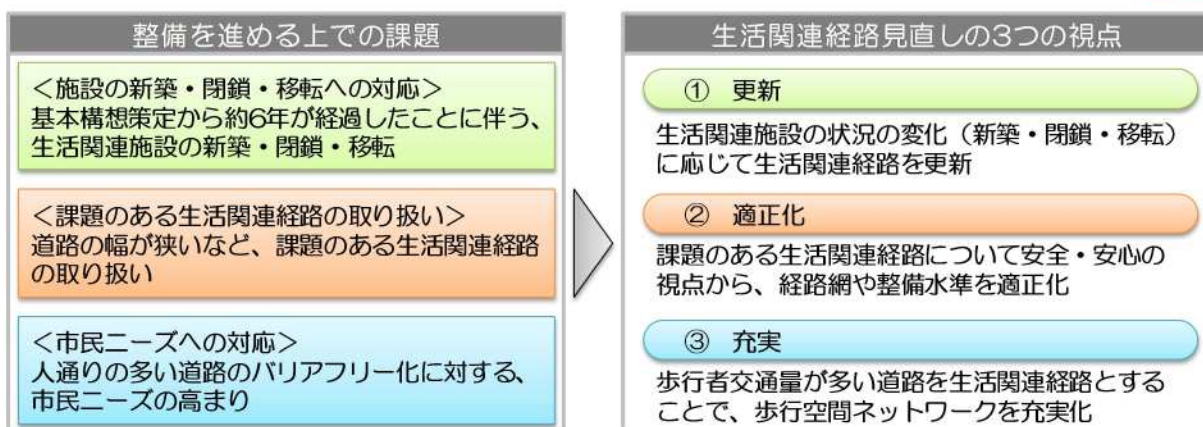
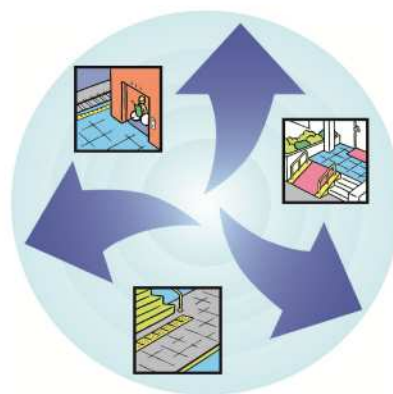


図 1-32 生活関連経路見直しの3つの視点

(2) 整備目標及び推進方策の見直し

国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改定（平成 23 年）に合わせて、各事業者の目標の変更や対象の拡充などを検討しました。

バリアフリー化の着実な推進に向けて、事業ごとに、バリアフリー化の推進方策を見直しました。



1-2-3 基本構想の見直しに係る検討の流れ

基本構想の見直しに当たり、福祉のまちづくり推進会議に専門部会として「新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会」を設置し、平成25年度から平成26年度にかけて、以下の流れで検討を進めました。

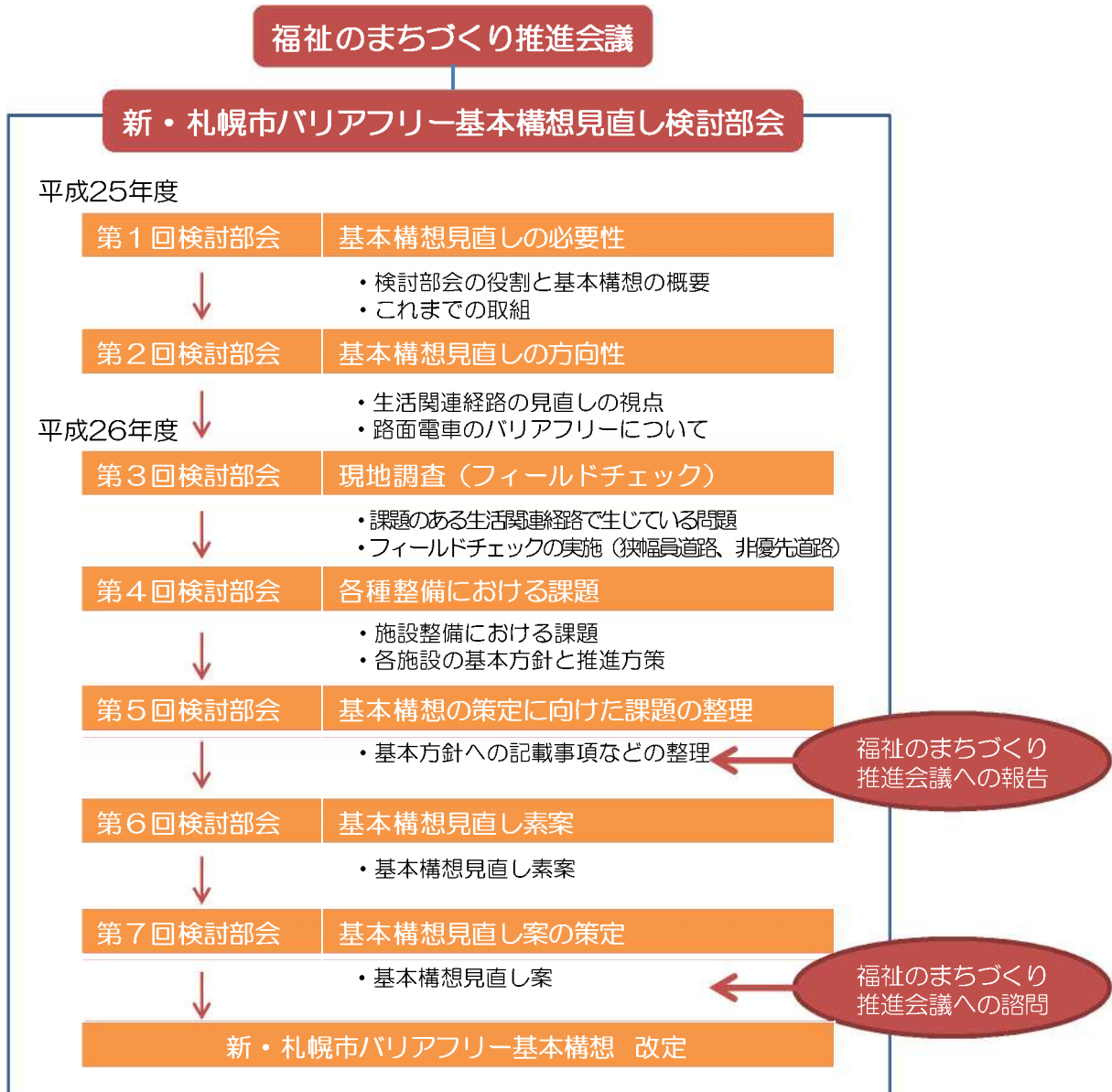


図 1-33 バリアフリー基本構想見直し検討の流れ